

幕別町ソーシャルメディア運用方針

（目的）

- 1 幕別町（以下「町」という。）の情報発信の更なる向上のため、新たな広報媒体としてソーシャルメディアを導入するに当たり、職員がソーシャルメディアを適切かつ有効に活用できるよう、基本的な考え方や留意点を明確にすることを目的とする。

（適用）

- 2 この運用方針は、幕別町ソーシャルメディア活用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、職員が業務の一環としてソーシャルメディアを活用して情報発信をする際に適用する。

（総括）

- 3 企画総務部政策推進課（以下「政策推進課」という。）の広報広聴担当副主幹を総括担当者とし、当該総括担当者が各ソーシャルメディアのページ作成及び総括的な事務に当たる。
- 4 原則として、職員は政策推進課が作成する町公式アカウントを共同で管理・運用する。
- 5 政策推進課は、ガイドライン及び運用方針を町ホームページ上に掲載する。

（情報発信）

- 6 職員が行う町としての情報発信は町公式アカウントから行うものとする。なお、発信する所属の担当が使用する個人のアカウントからは、町としての情報を発信してはならない。
- 7 広報紙及びホームページでの掲載情報は、ソーシャルメディア上で情報発信するものとする。
- 8 発信を希望する課が所属単位で発信し、その所属課長がその発信の責任を負う。
- 9 政策推進課長が必要と認める場合は、町公式アカウントとは別に各課単位のアカウントの作成及び新たなソーシャルメディアを活用し、そのアカウントから情報発信することができる。
- 10 情報発信する際にはタイトルを記載するとともに、タイトルの後には所属課を掲載し、情報発信元を明確にする。

（意思決定）

- 11 町公式アカウントにおける情報発信を行う場合は、原則として所属課長の決裁を必要とする。
ただし、次に掲げるものはソーシャルメディアの特性や情報発信の即時性を考慮し、所属課長の判断により直接情報発信できるものとする。
 - (1) 既に一般に周知されている事実について、再度、正しい情報として発信する場合
 - (2) イベント、競技会などの現況・結果などの情報発信する場合
 - (3) 法令などで定められている内容を情報発信する場合

12 町公式アカウントに対する利用者からのコメントについては、原則、返信コメントは行わないものとする。ただし、第11項の(1)から(3)に掲げる事項を満たし、即時かつ正確に回答できるものについては、所属課長の判断で、直接利用者へ返信コメントをせず、全体に向けてコメントができるものとする。

(フォロー等の取扱い)

13 政策推進課長が公的機関や業務上関係が深いと認めるアカウントについては、町のソーシャルメディアにおいてフォロー等することができる。

14 町公式アカウント以外で町の関連の情報発信を行っていた場合、原則、コメント等は行わないものとする。ただし、第13項においてフォロー等したアカウントへのコメントは、例外として所属課長の判断で行うことができる。

(登録の解除など)

15 政策推進課長は、法令、ガイドライン及びこの運用方針などに照らし、重大な利用違反や不正利用などがあった場合は、その所属の情報発信を中止させるとともに、その情報を削除させることができる。

(運用における助言などについて)

16 政策推進課広報広聴担当者は随時助言などを行うものとする。

(協議事項)

17 この規定に定めていないものについては、政策推進課と情報を発信する所属課が協議して定めるものとする。

[制定平成30年11月30日]